注　意　事　項

１．　この事前協議は、法に基づく申請に先だってあらかじめ開発等の計画の概要について、市長と協議し、指導を受けるものです。また、必要に応じて本事前協議書を利用して、他法令所管部局等との協議調整を行います。

２．　開発等をしようとする者は、この事前協議書に必要事項を記入の上別表に掲げる図書を添付して下さい。

３．　法に基づく申請は、この事前協議書に定められた有効期間内に行って下さい。万一、有効期間を経過した場合、事前協議の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。

４．　事前協議書の有効期間は、事前協議が完了したとして市長が事前協議書を返却した日から起算して１年です。

５．　この事前協議書の内容が法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。

６．　この事前協議が完了した場合であっても、法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。

７．　なお、本事前協議書（添付図書含む）および事前協議結果回答（指導内容含む）については、情報公開条例の対象です。